

西東京市特定個人情報保護条例新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>目次 略</p> <p>第1条から第10条まで 略 （開示の請求等）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号（西東京市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第12条から第29条まで 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第10条まで 略 （開示の請求等）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第12条から第29条まで 略</p>